11 経済産業省（8次提案最終回答）

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	1次回答の分類の見直し	1次回答の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	1次回答の分類の見直し	1次回答の内容の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	具体的事業の実施内容	提案理由・代替措置の内容	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1130010	商工会における営利事業の緩和	商工会法第6条	商工会は、地区内における商工業の総合的な改善を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資することを目的としている。 このような商工会が有する公益的性格を鑑みて、営利「利益を構成員に分配すること。」や特定の者の利益を目的として事業を行うことを禁止している。	D	-	商工会が本来の事業またはその付帯事業によって利益を得て、その利益を商工会の活動のために用いることについては、商工会法第6条における「営利目的」には当たらないと考える。 なお、商工会が民間事業者と同じように営利を目的として事業を行うことは、同団体が有する公益的性格を鑑みて適当でない。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	商工会は、小規模事業者促進法第4条により、経営改善普及事業に係る国からの補助が保障され、これに基づいて制定された小規模事業経営支援に係る補助金交付要綱により都道府県からの補助が、さらにはこれに対応するかたちで市町村の補助が実施されている。補助対象経費は、人件費から運営費まで幅広く、しかも永続的に補助されており、商工会法第6条による営利事業の禁止を理由に、現在まで自立の努力がほとんどなされていない状況。経済産業省からの現行法での対応可能という見解は理解できるが、全国的な商工会の自立を促すという意味からも「営利事業」を認める特区は有効と考える。	D	-	商工会法第6条第1項に定める「営利目的の禁止」においては、構成員（ここでは商工会の会員）の経済的利益を追求し、構成員に利益を分配することを目的として事業を行うことが禁止されている。 したがって、商工会が法に規定された事業を行う中で手数料徴収事業等の収益事業を行い、その収益のすべてを商工会の事業費に充当して財政的自立に向け努力することは、法律上問題はない。 なお、営利事業については、商工会は地区内の商工業の総合的な改善発達と社会一般の福祉の増進を目的とした非常に公益性の高い団体であり、会員の経済的利益の追求を目的とするような事業は行うべきではないと考えるが、ご提案のあった商工会の営利事業の緩和を行うことは適当でない思料する。			D	-		######	商工会員個々の経営を脅かさない範囲において商工会が営利事業を行う場合において、商工会法第6条の規定を適用しない。これにより主財源比率が高まるとともに会員負担、将来的には県・町補助金が軽減される。	商工会は営利事業が禁止されていることから、商工会の財源は会費・手数料と県・町補助金のみと限られており、年々削減される県・町補助金が、商工会経営を圧迫、会員負担も増大している。このため、商工会法第6条の規定を適用しない特区の設定により商工会の自主財源確保と運営の活性化、会員負担の軽減、ひいては町負担軽減を目指すものである。	金ケ崎町	経済産業省
1130040	1行政地区における商工会議所と商工会の地域主義条項の見直し乃至は撤廃による会員入自由選択を推進する規制緩和	商工会議所法第8条第4項、商工会法第7条第3項、商工会議所法第3条の2、商工会法第8条	商工会議所及び商工会は、いずれも地区内の商工業の総合的な改善発達を図ることを主目的とした地域団体であるため、その地区は他の商工会議所又は商工会の地区と重複してはならないこととしている。	C	—	商工会と商工会議所の地区重複を認めることは、両団体のそもそものあり方に聞わることであるから全国的な視点で考えるべき事項であり、特区として対応することにはなじまない。 商工会及び商工会議所は、いずれも地区内の商工業の総合的な改善発達を図ることを主目的とした地域団体であり、その事業や構成員も同様のものとなっているが、このように性格を同じくする両団体の地区重複を認めた場合、制度的に屋上屋を架すことなり、小規模事業者支援の効率的な実施に支障を来す。 また、同一目的の団体の地区重複を認めることは、同一地区に複数の商工会又は複数の商工会議所が重複して存在することを法的に認めることを意味するため、現在、市町村合併に伴って組織の合理化・効率化のためにそれぞれの合併を進めている両団体の方針に逆行することなり、地区重複に係る規制緩和を行うことは適当ではないと考える。	商工会法第13条では、商工会の会員の資格は地区内の商工業者とのことだが、定款で別段の定めをすればこの限りではないとされており、定款で地区外の事業者も会員とできる旨の規定を定めることにより、商工会議所の地区の事業者も会員とすることができると考えられる。この点を明確にし、再度回答されたい。	C	—	商工会法第13条ただし書はいわゆる定款会員を規定したものであり、具体的には、 (1) 地区内に引き続き六月に満たない期間営業所等を有する商工業者 (2) 地区内に営業所等を有する相互会社、中小企業等協同組合、公社、青色申告会、商店会等商工業に密接な関係を有する者 (3) 商工会青年部あるいは女性部の代表者 を想定している。 地区外の商工業者については、商工会法第7条第3項に定める地区重複禁止規定に基づき、定款会員の対象とはならない。 前回回答したとおり、地域経済団体たる商工会及び商工会議所の地区重複を認めることは、制度的に屋上屋を架すことなり、小規模事業者支援の効率的な実施に支障を来すとともに、両団体が推進している合併による組織の合理化・効率化の方針に逆行することなるため、地区重複に係る規制緩和を行うことは適当でない。	右の提案主体の再意見について回答されたい。	商工会と商工会議所は歴史的経緯や事業規模、組織、制度、運営、財政面において大きな相違があり、似て非なる団体と言える。従って、制度的に屋上屋を架すことにはならなく、寧ろ、地域主義を撤廃し重複することで、互いの組織は切磋琢磨し活性化が図られ、連携強化する事で効率的な支援指導サービスが得られる。身近な例に金融機関を挙げれば、同一地区に大企業・中堅企業を対象とする銀行と小規模・零細企業を相手とする信金、信組があり、同一地区に重複して金融業務を営んでいるが、地域、企業に弊害はない。今回の提案趣旨は同一市内の商工業者が、自らの意思で団体を選択し、正規会員として活動できるようにするものである。	C	—	商工会及び商工会議所は、設立に係る歴史的経緯や組織面等における相違はあるものの、法律上その目的はともに「地区内の商工業の総合的な改善発達及び社会一般の福祉の増進」とされており、事業内容や構成員も同様のものとなっている。 したがって、両団体の地区重複を認めることは、制度的に屋上屋を架すことなり、小規模事業者支援の効率的な実施に支障を来すとともに、両団体が推進している合併による組織の合理化・効率化の方針に逆行することなるため、地区重複に係る規制緩和を行うことは適当でない。	1092010	商工会議所法第8条、商工会法第7条で規定する「地区」、商工会議所法第8条の2、商工会法第8条で規定する「市町村の廃置分合に伴う地区の特例」の規定を見直し乃至は撤廃し、「同一市町村管内商工業者の商工会議所・商工会加入自由選択特区」を目指す。、この特区により、会員の事業規模や職種に合致した商工団体（会議所、商工会）を自分の意志で選択加入でき、また商工団体からは、それぞれ組織としての特色を充分に発揮し、会員に対して納得の行く支援相談指導が出来る。すなわち会員にあっては事業強化経営強化が図られ、商工団体にあってはそれぞれに組織強化が図られる。	提案理由：現行の商工会議所法と商工会法の規定では、市町村行政合併後も合併前の旧地区を商工会議所、商工会の地区とすることから、同一市内の商工業者は、自社の業態や事業規模に合致した商工団体を自由に選択することが出来なかった。この規制の特例措置により、同一市町村にある商工会議所と商工会を自由に選択し正会員として加入することができる。会員のニーズに合致した商工団体の正会員になることによりそれぞれの商工団体の活用が活発化し会員企業の経営基盤の強化と商工団体の組織強化に繋がる。また旧地区ごとの伝統やお祭りなどの行事も商商工団体の支援がこれまで通り受けることができ、全市的な観光や地域振興も促進される。 代替措置：なし	鬼石町商工会	経済産業省
1130120	自動車ガラの中に内装・シート等が残った状態でプレスされ、海外に輸出される問題（自動車ガラの適正な処理）	使用済自動車の再資源化等に関する法律 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則 特定有害廃棄物の輸出入等の規制に関する法律	使用済自動車の再資源化等に関する法律において、「自動車破砕残さ」の引取・リサイクルの義務を課されている自動車メーカー等が、この「自動車破砕残さ」の引取・リサイクルに要する費用を算定の上、自動車の所有者にリサイクル料金としてお支払い頂いているものである。 ○以上を踏まえれば、内装やシート類の処理は、使用済自動車の適正処理の支障となっているとは言えず、リサイクル料金の対象とすることは適当でない。 ○ なお、解体自動車が輸出されることにより、国内で処理が必要なくなったシュレッダーダストの処理費用に係るリサイクル料金については、法律上の規定に基づき、自動車のリサイクルシステム全体を円滑に機能させるため、離島地域からの使用済自動車の運搬費用の支援や、不法投棄自動車の処理費用等に充てることなっており、有用に使われないということはない。			E	—				E	—		1111010	自動車ガラを資源として輸出するのであれば中のシート、内装を外したものでなければならない（他の廃棄物を入れてプレスする悪質なものもある）。 国は自動車リサイクル法により国内の自動車所有者よりシート、内装などの処理コストを事前に徴収している。 自動車ガラを資源として輸出する場合シート、内装が国内で適性に処理されていない場合、自動車所有者から徴収した「預かり金」が有用に使われていないことになる。	現在自動車ガラからシート、内装を外す解体業者から破砕などを行う業者に渡され、シュレーダーダストとして自動車工業会が受け取り溶融処理を行っているが、自動車ガラを資源として輸出する場合、輸出事業者にとってシート、内装の取り外しコストが大きな負担となり、外さないで輸出する原因と考える。 上記問題の対策として自動車ガラをシート、内装を外すことなく（熟分解で処理をする事業 を自動車工業会の国民から預かる自動車リサイクルに使用する処理資金の対象としていただきたい。	井護士法人（個人名）事務所	経済産業省 環境省
1130100	温泉付随天然ガスの自家使用に対する法律適用の緩和	鉱業法第7条 （鉱山保安法施行規則第1条第2項第2号）	鉱業法第7条により、まだ掘採されない鉱物は、鉱業権によるのでなければ、掘採してはならないと規定されているが、例外として、同条第1号により、可燃性天然ガスを自家利用のためにのみ、掘採することが認められている。 （鉱山保安法施行規則第1条第2項第2号では、石油（可燃性天然ガスを含む）の採掘を目的とする鉱業を行う鉱山を、石油鉱山と定義している。）	C	-	鉱業権は、鉱物を排他的に掘採することを認める権利であり、原則として、鉱物を掘採する者は鉱業権を得た者に限定されているが、鉱業法第7条第1号により、「可燃性天然ガスを営利を目的としないで、単に一家の自用に供するとき。」については、例外的に、鉱業権を得ることなく天然ガスの掘採、利用を認めている。 これは、古くから、地下より天然ガスが自然に湧出してくる地域において、営利を目的とせず、一般家庭の炊事用の燃料として天然ガスを小規模に利用してきた実態に合わせ、このような利用形態は、鉱業権を侵害する度合が低く、公益への影響が少ないものとして、例外的に認められているものである。 ところで、鉱業権を得るためには、鉱業法第35条に定める不許可事由に該当しないことが求められ、その確認のためには、国は都道府県知事に協議する等慎重を期して審査し、更に、実際に掘採事業を行う際には、保安に関する措置を含めた具体的事業計画である施業案の審査を行い、これに違反して事業を行った場合は、鉱業権を取り消す制度がある等、鉱業法においては鉱物の掘採に伴う公益への影響を最小限に抑えるための諸制度が整備されている。 （仮に、一家の自用に供する規模を超えた営利を目的とした事業についてまで、この例外的規定を適用し、鉱業権の許可や施業案の認可を得ずに天然ガスを掘採できることとした場合には、天然ガスの掘採が極めて容易になるため、無秩序な開発事例が多数発生し、鉱業権を侵害することになるばかりか、掘採事業についての公益へ影響の確認をせずに掘採を行うことなるため、近隣施設等の安全及び保健衛生への影響並びに鉱害の発生が懸念される。 なお、鉱山保安法は鉱業法に基づき、鉱業権が付与された全ての鉱山の鉱業権者に対して適用されるものである。	温泉法等他法令と諸ガス掘削された温泉として、副次的に発生する天然ガスについては、温泉の有効活用や環境負荷の低減の観点から、現行よりも規制を緩和して使用できるように、鉱業権の設定の際の手続きの簡略化又は除外や、鉱山保安法による保安統括者等の不要化について、石油業主体の意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	宮崎地方では、これまでほとんど全ての温泉施設では鉱業法による鉱業権を設定せず、従って鉱山保安法にからず に、温泉法によって掘採されてきた。それにもかかわらず、無秩序な開発が行なわれていない。これは単に天然ガス利用を目的とする開発は容易ではなく、しかも経済ベースに乗らないためであり、貴回答の「・・極めて容易となり、無秩序な開発の懸念がある」という論は極めて非現実的である。それ故、温泉に付随する天然ガスを温泉施設で自用に供することは、資源の有効利用と環境への悪影響を低減することにも、積極的に推進すべきである。そのため、鉱業法及び鉱山保安法の該当箇所の適用を緩和する必要がある。	C	—	■鉱業権を得ない者に対して、可燃性天然ガスの掘採を認めた場合の懸念 可燃性天然ガスの掘採は、爆発、火災、地盤沈下等の公害への影響が懸念され、従来より、鉱業法や鉱山保安法に基づき、掘採に伴う公害への影響審査、鉱害防止対策の義務づけ等の規制を行っており、殆どの鉱業権者は、法律上の手続・義務を真摯に履行している。 仮に、温泉法の許認可を得た者について、鉱業法及び鉱山保安法の適用をせず、無手続で可燃性天然ガスの掘採を行うことを可能とする規制緩和をした場合には、この緩和措置を悪用し、鉱業法及び鉱山保安法の手続・義務を回避する試み、温泉掘削を名目として、現実には可燃性天然ガスを掘採するという者が増加し、結果的に爆発等の公益侵害が増大すると懸念している。 また、可燃性天然ガスの掘採は、周辺の地質及び施設に影響を与える可能性があり、その周辺状況は頻繁に変化しており、同与件の変動に伴う鉱業権の不適合、義務付け等の代替措置を講ずれば、公益侵害の発生を防止できるものとは言えない。掘採する場所、周辺施設、周辺の地質の状況等の各要素から総合的に公益侵害の可能性を審査し、個別事例に応じた適切な措置を講ずることを指摘することが要である。 ■温泉の温泉地における可燃性天然ガスの利用について 現在、宮崎県等の温泉地において、温泉法の許認可を受けた者が、鉱業法及び鉱山保安法に基づく許認可を受けて、温泉の供給とともに、可燃性天然ガスの掘採を行い、宿泊施設の給湯、暖房、調理等の燃料として利用している事例がある。 これらの事例は、鉱業権が未設定の区域においては、新たに鉱業権を取得し、既に設定されている区域においては、共同鉱業権者となる等により、現行制度下で、鉱業権に基づく可燃性天然ガスの掘採を行うことが可能となったものであり、鉱業法及び鉱山保安法が資源の有効利用を妨げている実態はないものと考えている。 ■温泉地において可燃性天然ガスを掘採することを希望する方への協力 従来より、温泉地における可燃性天然ガスの利用については、事業者、温泉組合、地元自治体等から経済産業局、産業保安監督部が相談を受け、法律的な助言を行う等適切に対応しているところであり、今後においても同様に相談等への対応を行って参りたい。	右の提案主体の再意見について回答されたい。	宮崎市及び日南市の大ホテルでは、温泉法により温泉持を掘削し、温泉の中に含まれる天然ガスを利用できず空中に放出している。これは資源の無駄であり、現状にも悪いので改善したいとのことの主旨であり、爆発等の事故の懸念は不要である。天然ガスの利用には、鉱業権、鉱山保安法が適用され、先行事業者に多額の支払いを要求される場合が多く利用が進まない。すなわち、法が有効利用の妨げとなっている事態は極めて多い。また「法的な助言や相談に応じる」とあるが、複数の代替案を持たずに相談に応じ得るはずが無く、これは現行法の強要に他ならない。このような事態の改善には、法の適用緩和以外に考えられない。	D	-	(1)「爆発等の事故の懸念は不要である」との意見への回答 温泉掘削現場において、実際に分離した可燃性天然ガスへの爆火が原因で火災が発生した事例は存在しており、大量採取による地盤沈下の発生など公益への影響について懸念を払拭することはできない。 また、現在、鉱業法に基づき行われている水溶性天然ガスからの可燃性天然ガスの採取は、地下水（かん水）を汲み上げて行う場合もあり、補足資料中のご指摘にあるような、可燃性天然ガスの掘採と利用、温泉水を汲み上げるケースがないとはいえないと考えている。 従って、可燃性天然ガス掘採と温泉掘削との間には、ボーリング等の掘採行為について外形上差異がないことから、鉱業法適用は、当該行為が温泉掘削が目的であるか否かではなく、可燃性天然ガスを事業目的で掘採するか否かにより判断すべきである。 (2)「法が有効利用の妨げとなっている」との意見への回答 「鉱業権を取得している業者に多額の支払いを要求されている事例」があることのご指摘については、当事者相互の話し合いにより解決が図られるべき問題であり、鉱業権制度の趣旨や許可プロセスに原因があるわけではないため、「法が有効利用の妨げとなっている」との指摘は当たらない。	######	宮崎市周辺の宮崎平野、日南市周辺及び神周市周辺では地下に温水が溜まっている。これを汲み上げて温泉として利用が進んでいる。この温水には天然ガスが溶存していて、汲み上げの途中で分離する。主成分はメタンで、少量であるが貴重な資源で、コジェネレーション利用（電熱併給利用）が可能である。ホテルや温泉施設での使用電力の一部を賄い、排熱は掛り湯の昇温の利用できる。このような利用を進めるには、経済的制約となっている法律適用の緩和が必要である。これにより多くの施設での有効利用と地球環境保全に貢献できる。（別樹1参照）	提案理由：宮崎市の海岸に近い平野部では、シーガイアを始め、青島地区でも数社の大ホテルがある。これらの温泉施設では天然ガスを生のまま大気の放出しているケースが多い。当NPO法人はこれまで温泉施設にガスのコジェネ利用に関する提案を行なってきたが、監区機の設定や、施設の改修、保安要員の確保等に要する費用のため実現していない。一方、輸入天然ガスは家庭用に多用されており、温泉施設での同じガスの利用に対して鉱山保安法が適用される矛盾は大きい。貴重な地下資源の有効利用と環境保全の見地から見直しが必要である。 代替措置：温泉施設でのガス利用設備には家庭用設備に関する保安規則の適用で十分である。また、細則時の事故防止には、温泉法の立入検査（第31条）等の適用が妥当である。（別樹2参照）	NPO法人宮崎環境エネルギー開発センター	経済産業省 環境省
1130110	標準軽油基準の緩和及びバイオディーゼルと軽油との混合使用のルール化	揮発油等の品質の確保等に関する法律第17条の6及び第17条の7 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第23条	現在、バイオディーゼルを軽油に混合した場合における軽油規格の基準については規定されていない。	C	-	現在、総合資源エネルギー調査会石油分科会燃料政策小委員会規格検討ワーキンググループにおいて、既販のディーゼル車に対して一般的に使用する際、安全面及び環境面の観点から問題がないための条件等を明確にし、規格化するためのデータを得ることを目的として検証試験を行っているところであるため、対応できない。 なお、スケジュールとしては、今年度内に規格案を作成し、来年度中に施行することを予定している。	北海道等の寒冷地において、バイオディーゼルの利用を促進する観点から、検討すべきではないか、また、提案による2：8の混合比率を利用して特段の問題も発生していないとのことである。現在検証試験を行っているところであるとの真意が不明であり、寒冷地区でのバイオディーゼルと軽油の混合についての検証を行うため、提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	①検証試験中であることを理由に対応できないというのであれば、今後のスケジュールを明らかにして頂きたい。 ②北海道からの提案である趣旨を理解願い、今後出される規格案にそのことが反映されるのか教えて欲しい。 具体的には、無社からの特区提案の内容であります、「寒冷地では低温となる冬季間にバイオディーゼルが固まってしまい100%純粋での使用ができなくなる。この課題を解決する研究開発には莫大なコストが掛かるが、コストを掛けずに簡単に解決するため、寒冷地を考慮したバイオディーゼルと軽油との混合割合」を検討しているかどうか、検討していないとしたら検討内容に盛り込んでルール化を図ってほしい。	F	—	検討要請に対する回答のとおり、現在、総合資源エネルギー調査会石油分科会燃料政策小委員会規格検討ワーキンググループにおいて、バイオディーゼル燃料を軽油に混合した燃料を既販のディーゼル車において車両改造等の対策をせずに一般的に使用する際、安全面及び環境面の観点から問題がないための燃料性状の条件を明確にし、規格化するためのデータを得ることを目的として検証試験を行っているところである。スケジュールとしては、今年度内に規格案を作成し、来年度中に施行することを予定している。 また、バイオディーゼル燃料：軽油＝2：8が100%バイオディーゼル燃料を使用している自治体において、車両側に一定の改造を行ったり、通常のディーゼル車よりも頻繁に定期的なメンテナンスを行いながら利用しているのが現状であることから、当該検討の範囲は、既販車に対し問題のないバイオディーゼル燃料混合濃度を5%までとしている既所規格を出発点として検討している。 なお、提案者がバイオディーゼル燃料：軽油＝2：8で使用することについて安全面及び環境面の観点から問題がないとするならば、バイオディーゼル燃料を混合した場合における軽油規格として適切な規格値を規定するためのデータについて、提案者側から提示されるべきである。	右の提案主体の再意見について回答されたい。	再検討要請に対する答申の回答は、現在、総合資源エネルギー調査会石油分科会燃料政策小委員会規格検討ワーキンググループにおいて、バイオディーゼル燃料の軽油との混合比率の検討の際に、既販車に対し問題のない混合濃度を5%までとしている欧州規格を出発点としているとのことであるが、提案主体の意見による、混合する燃料の品質によって、使用できるBDF20%の混合燃油を使用し走行試験を実施予定であります。（湧川市・北海道工業大学・北海道道立試験場の共同研究）他方、混合するBDFの品質によっては使用できる割合（%）変化はありますか？	バイオディーゼル燃料を混合した場合の軽油規格として、現行の制度内（安全面での対応）では消防法に定める軽油の貯蔵販売の設備で扱えるものが20%以内までであることから、滋賀県豊郷町の油藤商事では02年02月からスタンドにてBDF2(5%混合軽油の販売を行っております。京都市にては08年にBDF20%（軽油80%）で市バスの運行をされている。また、北海道湧川市では本年02月にこれ収集車両にBDF20%の混合燃油を使用して走行試験を実施予定であります。（湧川市・北海道工業大学・北海道道立試験場の共同研究）他方、混合するBDFの品質によっては使用できる割合（%）変化はありますか？	F	—	再検討要請に対する回答のとおり、欧州において既販車に対し問題がないバイオディーゼル燃料混合濃度は5%までとされたことを参考にしつつ、揮発油等の品質の確保等に関する法律に規定する軽油規格に反映すべく、検証試験を行っているところ、その試験結果を受け、より高濃度を想定した試験が必要と判断される場合には、そうした試験を実施することを考えている。 なお、バイオディーゼル燃料は、原料となる油脂の違い（菜種油、大豆油、パーム油等）、メチルエステル化等の製造過程、精製状態等によって性状が異なるものであることから、今後策定するバイオディーゼル燃料混合後の「軽油規格」に適合する限りにおいて、混合するバイオディーゼル燃料の種類や濃度は問わないため、不純物が少ない等、より優れたバイオディーゼル燃料であれば、より高い濃度で軽油に混合することが可能になることがあると考えられる。 ［参考］本ワーキンググループの審議内容は、当省HP（http://www.meti.go.jp/committee/gizi_0000008.html に公開されているので、適宜参照していただきたい。	######	北海道は石油依存エネルギーの消費がまいこたから代替エネルギーを活用した地球温暖化対策が必要となり、廃食用油などの再生資源やエネルギー用として戦場する作物を原料に燃料や熱源となるエネルギー源を製造・使用することで、石油代替ローカルエネルギー地域の構築及び関連産業の振興を目指す。それにより、代替エネルギーの有効活用、効率的な利用を促進し、石油依存エネルギーの消費を減らし、代替エネルギーの普及促進及び循環型関連産業の育成につながる。	提案理由： 当社は平成15年1月から廃食用油からバイオディーゼル燃料の製造を始め、現在日産1千ℓを製造し、4月～11月の期間に自社の廃棄物収集車輌約25台に100%代替燃料として利用している。これにより自社の軽油燃料は2割削減を達成している。 これまで北海道工業試験場や自動車メーカーと燃料凍結防止の研究開発を行っているが、寒冷地での普及には莫大なコストと努力が掛かり、北海道では過年度用がない状況である。 しかし、欧米では軽油にバイオディーゼルを混せて、気温が低い冬季間の燃料も可能としている。 そこで、本特例措置により、北海道におけるバイオディーゼルの通年利用が可能となれば、代替燃料の普及促進を図ることができる。 代替措置 軽油に混合できるバイオディーゼルの主成分と割合を標準軽油基準に盛り込ねこと で、排気ガス、エンジン不良などへの対策が講じられ安全確保が図られると考える。	北清企業株式会社	経済産業省 環境省
1130020	特定事業所における保安区画面積規制の緩和	コンビナート等保安規則第5条第1項第9号、第14号	特定製造事業所の敷地のうち通路、空地等により区画されている区域であって高圧ガス設備が設置されているものは、保安区画（面積が二万平方メートル以下のものに限る。）に区分する。 また、保安区画内の高圧ガス設備の燃焼熱量の数値は、二・五テラジュール以下であること。	D	-	コンビナート等保安規則第54条により、現行規定と同等の安全性が確保される方策を講じることを条件として、保安区画の面積及び高圧ガス設備の総発熱量について、特例を認めることが可能である。	右の提案主体の意見に回答されたい。 貴省回答にある現行規定と同等の安全性の基準は明確にしておくべきであり、また、特例の申請について過大なコストを要するとされた、国は都道府県の審査の特例があるようには、災害発生時の潜在的ポテンシアルを示す総発熱量の上限の規定だけで安全性を確保することが可能であるとこではないのか、との点を踏まえ再度検討し回答されたい。 なお、保安区画の形状や、高圧ガス設備の設置地点など、さまざまな形態があると考えるが、なぜ一律に保安区画の面積及び総発熱量という基準で規制が設けられているのか、理由を明らかにされたい。	コンビナート等保安規則第54条によって本件を経済産業大臣に特例として認めていただく場合の、具体的にを申請手続方法（申請窓口の所在及び大分県消防防災課や高圧ガス保安協会への説明等）を教えていただきたい。	D	-	申請窓口は、事業所の所在地を管轄する産業保安監督部（本件については、九州産業保安監督部保安課）になります。具体的な申請手続きについては、「高圧ガス保安法における経済産業大臣特別可申請手続きについて」（平成17年3月31日付け17・03・28原院第5号）」において定めており、既に各都道府県（大分県においては消防防災課）にも送付済みですので、まずは申請窓口又は県庁に御相談下さい。 なお、再検討要請の内容に関しては、高圧ガスに伴うハザードとして、燃焼による発熱が唯一のものではないため、総発熱量を区域の唯一の基準とすることは不適切、保安区画面積の特例を審査する際には、基本的に安全性が確保されることを確認するために必要な資料の提出を求めているが、当該安全性については「プラント設置の際に当然検討する性格のものであり、これらの提出を求めることが過大なコストを要するとの指摘は当たらない。また保安区画の面積及び総発熱量の要件は、災害発生の際に被害を一定範囲内に抑え、かつ鎮静化が可能な範囲を、容易に判断できる基準として定めたものである。この要件を超える場合であっても、安全性を自己証明することにより、プラント設置が可能となっていることは既述の通りである。	右の提案主宝の再意見について回答されたい。 保安区画面積の基準を2万平方メートル以下としている、前提条件（製造設備のレイアウト、災害時の消防車の能力・配置等）、それによって確保しようとする安全性（被害の大きさ、継続時間等）を示されたい。その上で、特認制度によって、2万平方メートルを超す保安区画面積のプラントを設置しようとする場合、どのような代替措置（防護壁、水幕設備、中間道路等）があり得るか、例示されたい。提案者から、特認の申請があった場合には、実現する方向で、必要な助言等を行っていただきたい。	本提案については現行規定と同等の安全性が確保されることを条件として対応可能との回答である。現行規定に関する安全性を確保する基準（チェック項目・根点、対応可能な範囲等）とは具体的にどのような内容であるのか、また、安全性が確保されることを所管官庁が確認するために必要な事業所からの提出資料は具体的に何かを教えていただきたい。提案者は要望される本提案が対応していただけるか否かを知りたい。従って、本提案内容がコンビナート等保安規則第54条の特例として認められる可能性が大きいと考えて良いかの確認をお願いしたい。	D	—	災害が発生した際に、主に延焼や爆風圧等の影響による被害拡大を一定面積内に収まるのが区画面積要件の考え方。その際、通常の石油・化学プラントニ ニット設置する際に十分な面積が万㎡（これまで特認例がなかったこと等から明らか）であること。また2万㎡であれば70mの放水能力を有する大型高射砲により消火距離を必ず2方向以上から確保できることから、2万㎡を目安としている。 他方、高圧ガス保安法は、自主保安の考え方を採入れている。このため、2万㎡以上のプラントを設置する場合でも、被害拡大防止措置等により、安全性が科学的に証明できる事業者に対して、特認制度で門戸を開いている。 なお、プラントにより状況が異なるため、あくまで一般的な見解あるが、特認を認めるに当たっては、防護壁の設置や消火設備の充実などが考えられる。 また、今後提案者からの相談があった場合は積極的に相談に乗ることする。	######	保安区画数を減らし所要数地面積の減少を図って土地の有効利用を目指す。具体的には、保安区画の面積は、2万平方メートル又は高圧ガス設備の総発熱量が最大2.5テラジュールになる場合の面積のどちらか大きい方の面積以下とする。本提案によって、2万平方メートル時の保安区画内高圧ガス設備の総発熱量が2.5テラジュールより少ない場合は、保安区画面積を増やし保安区画数を減らすことが出来る。保安区画の周囲は通路や空地等を配置するので、保安区画数を減らすと敷地面積が少なくて済む。特に、既設プラントに隣接して一定規模の設備増強する場合、保安区画数を増やさずに可能となり土地の有効利用につながる。 添付資料3（図1．設備増強時の保安区画例　参照。 （代替措置） 特になし。	大分コンビナート立地企業連絡協議会	経済産業省

11 経済産業省（8次提案最終回答）

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類・見直し	措置の内容・見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	措置の分類・見直し	措置の内容・見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	具体的事業の実施内容	提案理由・代替措置の内容	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1130030	蒸気タービンによる発電	電気事業法第42条第1項、第43条第1項、第48条第1項、第50条の2第1項、第52条第1項及び第55条第1項 電気事業法施行規則第52条第1項、第65条第1項、第73条の2の3、第79条第1号及び第94条第1項	工場等の余剰蒸気を用いた汽力発電所については、一般の汽力発電所と同様、保安規程の届出、ボイラー・タービン主任技術者の選任、工事計画の届出、使用前安全管理検査等が必要である。 また、溶接安全管理検査及び定期安全管理検査についても、該当する設備がある場合は、必要である。	C	-	専ら発電の用に供している以上、保安確保の観点からは、誘導発電機、タービン、その附属設備等を発電設備として一体的に扱い、工事、維持、運用等を行うことが必要である。 提案理由・代替措置の内容欄に記されている②の例は、過渡的に発電を行う誘導電動機について、電気事業法上、需要設備として扱う。専ら発電の用に供する誘導電動機とタービンの組み合わせは発電設備として取り扱うとの回答であるが、語句の定義として両者を区分していることは理解できるが、過渡的であれ常時であれ発電している時の状態は両者とも同じであり、電気的な設備はほぼ同じであるので、一定規模以下の設備では保安確保の観点からの違いはないと考える。よって、それを一方は発電設備に適用させないで、他方を適用させて工事・維持・運用等を行わせる必要性の技術上の見解を提示願いたい。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。なお、提案にあるような一定の条件を満たした場合でも、工事計画の届出等各種手続きを不要にもしくは簡素化ができないか、また、現行において、小型のガスタービン発電設備について、一定の要件のもと、主任技術者の選任が不要となっているが、同様の考えにより汽力発電設備について、同じ取り扱いができないか、併せて回答されたい。	C	-	過渡的に発電を行う誘導電動機を発電設備として扱わないのは、安全であるからという理由ではなく、この場合の蒸気タービンは、動力を得ることを目的としており、発電を主目的としていたため電気事業法上の電気工作物に該当しないとの理由からである。 一方、専ら発電の用に供する誘導発電機については、蒸気タービンは発電を目的として設置されており、蒸気タービンまで含めて電気工作物（発電設備）に該当するため、発電設備としての規制を適用すべきである。 また、提案の設備については、運転実績データも十分にないため、この条件であれば安全という一定の条件を現時点で定めることは困難である。 なお、そもそも提案の設備について、設置を禁止しているわけではなく、所要の手続きを行えば設置することは可能であり、この手続きについても、例えば工事計画については認可でなく届出制となっており、設備の検査についても事業者自らが行うこととしているなど、簡素かつ行政の関与の少ないものとなっている。また、ボイラー・タービン主任技術者の選任についても、先の回答のとおり一定の緩和措置を設けているところである。 小型のガスタービンについては、1つの筐体に納められているなど、いわば製品として定型化されているものであり、かつ、運転実績や保安に係るデータを事業者側から提供を受け、当方で十分に審議を行った上で、一定の緩和措置を設けたものである。したがって、小型のガスタービンについて一定の緩和措置が設けられていることをもって、汽力発電設備に求められる要件を緩和することはできない。	右の提案主体の再意見について回答されたい。	認可でなく届出制として設置できるので手続きはすでに簡素化されているとの事であるが、今日本設備が普及しないのは、電気事業法に則ってのそれらの手続きの煩わしさを感じているからであると思われる。本提案の主旨は一定規模以下の設備において、その手続きのさらなる簡素化（電気事業法上の手続き不要）を求めているものである。本設備の普及は、余剰エネルギー等の有効活用ができ省エネルギーへの多大な貢献が望めるのみでなく、二酸化炭素発生抑制での環境改善貢献、産業振興等経済効果も大きい。よって、電気事業法上のみの議論ではなく、国としてのそれらを合わせた所での一段の取り組みをお願いしたい。	C	-	提案の設備については、先の回答のとおり、現行の規制において、原則として届出制を取っており、国の認可がなければ設置できなかったが、国が行う各種検査等を受けるなどといったことはしておらず、手続きについては、一定の緩和措置を行っていることをご理解いただきたい。 今後、提案主体において提案の設備の安全性に関するデータを当方に提供していただければ、そのデータを当方で十分検証した上で、更なる規制緩和が可能かどうか検討してまいりたい。	######	余剰蒸気(大気放散) や蒸気の減圧エネルギー（蒸気を減圧して使用する場合、通常調節弁で減圧する（添付資料３－４）ため、エネルギーをロスしている）などを有効に活用するために、蒸気タービンと誘導電動機の組合せの設備を設置し発電を行い、ロスしているエネルギーを電力として回収する、電力削減量：約百万kwh/y（弊社大分製油所分）	提案理由：①本法適用の新設設備では、工事計画認可申請等の種々の手続きやボイラー・タービン主任技術者の選任等が付加され、多くの労力とコストが発生する。（添付資料３－５）②現行法でも「蒸気タービンと誘導電動機とポンプとの組合せで、誘導電動機の過渡的な発電の場合は発電設備に該当しない。」となっており本法は適用されない（添付資料３－６）。前述の組合せと「蒸気タービンと誘導電動機」の組合せ（本法に該当）とでは、設備面の違いはポンプの有無であるが、一定規模以下であれば、設備・運転・安全の各管理面においてもほぼ同等であり、規制緩和されたとしても現状の個社の各種管理体制により、保安の確保は十分行える。③現行法でも「出力三百KW未満の小型ガスタービン」は主任技術者の選任が不要。「工事計画の事前届出も、汽力以外では、ある規模以下であれば不要」となっているものがある。（添付資料３－７～９－９） 代替措置：なし	大分コンビナート立地企業連絡協議会	経済産業省
1130060	電気設備メンテナンス業務に関する主任技術者等規制要件の緩和	電気事業法第43条第1項 電気事業法施行規則第52条第1項及び第2項、第52条の2並びに第53条第1項及び第2項 主任技術者制度の解釈及び運用（内規）1、及び3.	・自家用電気工作物の設置者が、その従業員から電気主任技術者を選任する場合は、当該電気主任技術者は、その選任事業場に常時勤務する必要がある。ここでいう常時勤務とは、いわゆる一般的な通常勤務を指すものであり、夜間、休日等においても主任技術者自らが勤務することを必ずしも求めるものではない。 ・一定の要件（※）を満たす自家用電気工作物設置者であって、保安管理業務を電気事業法施行規則第52条の2に規定する要件を満たす者（電気管理技術者又は電気保安法人）に委託し、同規則第53条第2項を満たすとして経済産業大臣の承認を受けたものについては、電気主任技術者を選任しないことができる。この場合、電気管理技術者又は電気保安法人は、自家用電気工作物設置者の事業場に常時勤務する必要はないが、平成15年経済産業省告示第249号（平成17年経済産業省告示第283号で一部改正）で定める頻度にて、設備を点検することが必要である。 ※一定の要件 ・出力1,000kW未満の発電所（原子力発電所を除く） ・7,000V以下で受電する需要設備（その規模について制限はない） ・600V以下の配電線路	D	-	制度の現状で述べているとおり。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	本件についての回答は、既に施行されている現行規定により対応可能であるものということですが、具体的にどのような書類で運用されているのか又、実際に運用している民間企業等があれば具体的にご教示して頂くことはできないでしょうか。公表できる範囲でも結構ですので是非お願い致します。現行の規定を有効に活用し、電気設備メンテナンス業務を請負できるノウハウ、アドバイス等も併せてお願いできないでしょうか。	D	-	具体的な書類については、「該当法令等」欄に記しているとおりであり、特に入手されたいということであれば、別途、経済産業省 原子力安全・保安院 電力安全課 運営班（03-3501-1742）に問い合わせられたい。電気保安法人として保安管理業務を行っている電気工事会社の具体名についても、同様に上記まで問い合わせられたい。 また、経済産業省は、電気保安法人が保安管理上満たすべき要件については、「該当法令等」欄の規定に定めているが、実際に電気保安法人として保安管理業務を請け負えるかは、各法人の企業努力によるところであり、ノウハウ等をアドバイスする立場にない。			D	-		1049010	主任技術者が常駐しなくても許可要件を満たしていれば、主任技術者立会いのもと設備の自家用工作物の保守点検業務を月2回、受変電設備点検として年1回、定期的に又随実に行えば分担して所期の目的を達成できる。また管理コストの削減を図り、常に設備を安全な状態に保全でき双方の信頼関係ツール構築で安全確保が図れると考える。	提案理由： 自家用工作物の保守点検業務においては、基本的に主任技術者の常駐ということが原則となっており、専任者を雇用しなければならな人材確保の面でかなり苦慮しているのが現状である。そこで、本特例措置によりこの常駐部分の規制を緩和することにより、自家用工作物の保守点検業務に費やる時間については月間で約100時間の大幅な短縮が見込め、コスト削減につながる。また、主任技術者が必ずしも常駐しなければ委託契約できないという懸念も解消される。 代替措置： 相当規模の設備では連続運用の為の設備保全員が常駐するのが常であり、設備の保守点検を月2回、受変電設備点検として年1回、定期的に又随実に行えば分担して所期の目的を達成できる。また常駐した時と同等の安全確保が図れると考える。	イガラシ電気工事株式会社	経済産業省
1130070	自家用工作物の保守点検業務における規制要件の緩和	電気事業法第43条第1項 電気事業法施行規則第52条第1項、第52条の2並びに第53条第1項及び第2項 主任技術者制度の解釈及び運用（内規）3.	・自家用電気工作物設置者が電気事業法施行規則第52条第2項に基づき保安管理業務を委託する場合、委託契約の相手方すわなち電気保安法人又は電気管理技術者は、同規則第52条の2に規定する要件を満たす必要があるが、当該要件において兼種については指定していない。 ・なお、電気保安法人や電気管理技術者とは、特定の事業者を指す固有名称ではない、すなわち、同規則第52条の2の要件を満たす事業者又は個人であれば、電気保安法人又は電気管理技術者になり得る。また、電気工事業のように登録制度を設けているものでもない。 ・したがって、保安管理業務の適確な遂行に支障が生じない体制が構築されていれば、電気工事業者が保安管理業務に参入することは可能であり、実際に参入の事例もある。	D	-	制度の現状で述べているとおり。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	本件についての回答は、既に施行されている現行規定により対応可能であるものということですが、具体的にどのような書類で運用されているのか又、実際に運用している民間企業等があれば具体的にご教示して頂くことはできないでしょうか。公表できる範囲でも結構ですので是非お願い致します。現行の規定を有効に活用し、電気設備メンテナンス業務を請負できるノウハウ、アドバイス等も併せてお願いできないでしょうか。	D	-	具体的な書類については、「該当法令等」欄に記しているとおりであり、特に入手されたいということであれば、別途、経済産業省 原子力安全・保安院 電力安全課 運営班（03-3501-1742）に問い合わせられたい。電気保安法人として保安管理業務を行っている電気工事会社の具体名についても、同様に上記まで問い合わせられたい。 また、経済産業省は、電気保安法人が保安管理上満たすべき要件については、「該当法令等」欄の規定に定めているが、実際に電気保安法人として保安管理業務を請け負えるかは、各法人の企業努力によるところであり、ノウハウ等をアドバイスする立場にない。			D	-		1049020	電気管理技術者又は電気保安法人以外の個人又は民間企業でも、主任技術者の有資格者の居る電気工事業者であれば、工事作業と共に電気設備の維持及び運用に関する保守点検作業も業務委託できる許可申請手続き等について、明文で規定して戴き主任技術者の在職する電気工事事業者が自家用電気工作物保安管理業務の維持及び運用を顧客と直接請負できるようにしたい。	提案理由： 現行の規定では保守点検業務ができるのは技術者協会及びメンテナンス会社など特定の法人に限定していて、電気工事業者は保守点検業務を行ってはならないといった砦があり、一定の条件が課せられている。規制緩和について許可申請手続き の条件等を明文で規定して戴き、特定団体しか担当できなかった自家用工作物の保守点検業務を個人又は民間企業でもできるようにしたい。そうなれば効率的な経済活動と公正競争が可能となり、管理コストの削減につながる。また、電気管理技術者又は電気保安法人でなければ委託契約できないという懸念も解消される。 代替措置： 電気主任技術者の居る電気工事業者が委託契約できれば工事作業と共に、電気設備の保守点検業務において、日常点検の実施記録（1年間保存）と主任技術者による年次点検の実施記録（5年間保存）を双方で管理すれば、電気管理技術者又は電気保安法人と同等の安全確保及び管理コスト削減が図れると考える。	イガラシ電気工事株式会社	経済産業省
1130130	石油コンビナート等災害防止法に基づく地域指定の解除もしくは、保有空地の確保や敷地内距離確保、防油堤の設置、流出油防止堤の設置の規制の緩和	石油コンビナート等災害防止法第12条第2項	大量の石油又は高圧ガスを扱う地域を石油コンビナート等特別防災区域として指定する。	D	-	危険物施設の廃止の届出を行うことにより、石油コンビナート等災害防止法に基づく地域指定の解除は行われる。 また、そもそも地区指定をかけた状態であっても、既存の緑地・施設を活用してリクリエーション活動を行うことについて、石油コンビナート等災害防止法においては特に規制はなく、現行においても実施可能である。			D	-				D	-		1157010	唐津市にある、㈱九州電力唐津火力発電所は、平成16年10月から10年間の計画停止期間中で、3基の重油貯蔵タンクのうち1基は撤去され、残る2基（5万Kl×2基）のタンクも、重油が完全に抜き取られています。しかし、石油コンビナート等災害防止法に基づく地域指定は解除されず、敷地の利活用については規制されています。停止期間中については、石油コンビナート等災害防止法に基づく地域指定を解除もしくは、危険物の規制等の緩和ができれば、撤去されたタンクのあった地点を含めた敷地の有効な利活用が可能になる。 ・保有空地の確保 （タンクの外壁から61m：タンクの直径×1倍） ・敷地内距離確保 （タンクの外壁から110m：タンクの直径×1.8倍） ・防油堤の設置 ・流出油防止堤の設置 以上の規制緩和 代替措置：使用の届出による用地の使用	唐津市	総務省 経済産業省
1130080	特許申請にかかる手数料等の納付手続きの弾力化	特許法第195条第2項	出願審査請求手数の納付は、審査請求手続の一環であり規定の手数料の納付がなされて当該手続が完了し、当該特許出願の審査を行うこととなる。 しかし、出願審査請求料は、事務処理や審査などの行政サービスに対する対価として微収する手数料であり、特定地区の法人のみ手数料の分割納付の導入は適切ではない。	C	-	特許庁としては、関係省庁とも連携して料金納付における出願（申請）人の利便性向上に努力しているところ。具体的には、平成17年10月からインターネットを通じた出願（申請）の受付を開始しており、当該手続においてインターネット・バンキング等を利用した手数料納付（電子納付）を実現したところ。また、今後とも、政府全体の料金納付システムとの連携を図り、インターネット・バンキング等を利用した手納を含め、料金納付における出願人の一層の利便性向上のための措置を検討することとしている。 しかし、出願審査請求料は、本件処理や審査などの行政サービスに対する対価として微収する手数料であり、特定地区の法人のみ手数料の分割納付の導入は適切ではない。	今後とも、出願人の一層の利便性向上のための措置を検討するとの貴省回答だが、提案のクレジットカードを用いた料金納付についての検討はされるのか、出願人がクレジットカードの分割支払い機能を用いるなら、支払い手段が分割となるだけで納付は一括納付となると考えるが、どうか。提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	「知的財産推進計画2005」（2005年6月10日知的財産戦略本部）では、出願料等の手数料のインターネットを通じた納付、銀行口座からの自動引落とし、クレジットカード等による決済方法の検討が明記されている。本提案は、料金納付に係る利便性向上の一環として、出願手数料の分割納付を可能にすることで、利用者の納付方法の選択肢を拡げて、負担感を軽減し、知的財産権の取得を促進することを狙いとしている。よって、負担そのものの軽減を求めるものではなく、また特区外の者に費用負担させることを求めているものでもない。 本年10月からインターネットを通じた出願料等の手数料の電子納付が実現したが、利用者の利便性の一層の向上のため、手納等と合わせて、分割納付を可能とすることも検討していただきたい。 また、料金納付の利便性向上に係る諸改革に関して、現在までの検討状況及び今後のスケジュールについてご教示いただきたい。	C	-	出願審査請求料は、特許出願の日から3年以内に出願審査の請求をする者が、事務処理や審査などの行政サービスに対する対価として納付する手数料であり、手数料の完納をもって出願審査の請求手続が完了するものであり、特定地区の法人であっても審査請求料の分割納付を可能とすることは適切ではない。 また、出願人等の利便性の向上を図る観点から、「知的財産推進計画2005」に掲げられている「銀行口座からの自動引き落とし、クレジットカード等の活用を含めた決済方法のあり方」について、特許庁内に検討委員会を設置し、2005年度中を目途に結論を得る予定。			C	-		1080010	製造業を中心とした市内企業のもつ技術等の種到化の促進により、特許等知的財産権の相互利用や資金調達手法としての活用を図ることで、市内企業の新たな事業展開・成長が期待できる。	グローバル化の進展など様々な社会経済環境変化の中で、企業の競争力を高めていためには、知的財産権の取得・活用により付加価値の高い製品開発・事業展開を行っていくことが重要である。 「知的財産推進計画2005」（2005年6月10日知的財産戦略本部）では、出願料等の手数料のインターネットを通じた納付、銀行口座からの自動引落とし、クレジットカード等による決済方法の検討が明記されている。これら利用者の利便性向上につながる検討と併せて、出願審査手数料の分割納付を可能にすることにより、利用者の納付方法の選択肢を広げ負担を軽減することで、市内中小企業の知財取得の促進を図る。	横浜市、NPO法人政策過程研究機構	経済産業省
1130090	特許登録における資力に乏しい者の対象拡大	特許法第110条及び第195条の2、特許法施行令第14条、特許法等関係手数料令第1条の2	特許に関する料金については、第195条において特許出願、出願審査の請求等を行う者の納付しなければならない手数料、特許法第107条において特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者の納付しなければならない特許料について規定している。 また、これらの料金については、資力に乏しい個人・法人、研究開発型中小企業及び大学の研究者等を対象に減免措置を講じているところ。	C	-	平成16年度より、審査請求構造の適正化等を通じた審査迅速化を目的として、出願から権利維持までの全体の料金水準を引き下げる料金改正（審査実費に近く迅速な審査請求料を引き上げ、出願料・特許料の引き下げ）を行ったところ。これに併せて研究開発型中小企業に対する減免措置について、昨年4月に従来の対象に加え、中小企業支援法の認定事業等に関連した出願を行う者についても対象とし、また、本年4月にもその対象者の拡大を図り、いわゆる新連携計画の認定を受けた中小企業も対象としたところ。この結果、我が国のモノづくりの発展を支えてきた国際競争力のある高度な技術を持つ企業における特許等の取得を促進することも期待される。 特許庁としては、このような減免制度の周知を図ることで引き続き、現行の審査請求料・特許料の減免措置の利用の抜本的な拡大を図ることとしている。 現在の資力に乏しい法人に対する減免措置は、国内の全ての設立後間もないために資金基盤が弱い法人に対する特例措置として定められているものであり、特定地区のみの法人の審査請求料及び特許料の減免要件を緩和することは、特許関係手数料の根底である受益者負担、また、特許特別会計の収支相償の観点からも適切でない。 ※各国の料金水準に関しては各国の特許制度自体に違いがあり単純な比較はできないが、特許庁において把握しているデータによれば、平均的な特許出願1件の出願から権利維持までに必要な総費用について日米で比較すると、我が国の費用は米国の約半分、即ち、米国の小規模団体に対する減免制度の料金とほぼ同水準となっており、我が国の中小企業減免制度を活用した場合は更に低いレベルになる。また、同様に欧州と比較すると、我が国の費用は欧州の半分以下であり、また、欧州においては減免措置は無いものと認識。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	「より多くの中小・ベンチャー企業が知的財産を創造し、それを有効に活用し事業化に結びつけていくことを戦略的に進めていく」（「知的財産戦略2005」）という政策目標の実現のためには、これまで長い間我が国のモノづくりの発展を支えてきた中小企業における特許等の取得を促進することで、革新的技術などの知的財産を活用し戦略的に事業展開できるようにしていくことが知財立国の実現のために必要であると考える。 市内中小企業の実態を見ると、中小製造業における特許取得・申請事業所数の割合は約8.5%で、資本金3億円以上の企業が57.1%であるのに比べてかなり低くなっている。中小企業においては、設立10年未満・以上に拘わらず、特許等の申請・登録等に係る費用負担が重く、取得が促進されない実態が見られる。 このため、中小企業支援法の認定事業や新連携計画の認定に係る中小企業に止まらず、減免対象における設立日からの経過年数にかかる要件を廃止し、いわゆる第2創業を目指す市内中小企業における知的財産権の取得を促進することが経済活性化の上で不可欠である。 ※出願等に付随する諸サービスの利用コストを含む総費用ではなく、出願から審査請求までの特許料で比較することが重要である。この場合、欧州各国（英・独・仏）が約4～5万円、米国が約9万円（小規模団体には大幅割引）、日本は約15万円となっている。受益者である企業が、他の主要国と同等の費用負担で特許取得できる環境を整備していくことが中小企業の知財保護・活用促進のために重要である。 ※既に国際港湾特区では、国内の一部港湾に税関の執務時間外における貨物取扱いについて手数料を半額とする特例措置を認めているが、本来手数料は港を利用する私人の「受益者負担」となるはずである。その減免が認められたのは、「国内貿易港の競争力を強化する」という政策目標があったことによると考えられる。	D	-	平成16年4月からの新料金については、審査に係る経費を勘案しつつ、出願人の間のコスト負担の不均衡を是正するとともに、適正な審査請求行動の促進を図るため、出願手数料と特許料を減額、審査請求手数料を増額し、同時に特許一件当たりの総費用を軽減することにより、出願人の戦略的な取組に対するインセンティブの強化を図ることを目的として改定を行ったところ。 このため、特許庁としては、中小企業の特許取得・維持費用全体の軽減を図ることが重要と考えており、そのための総合的な施策を講じているところ。具体的には、中小企業が審査請求するか否かを見極めるための支援として、中小企業であれば無料で先行技術調査を行える制度を平成16年度に開始しており、さらに、中小企業を対象としてセミナー・相談会の開催、出願や検索の仕方を指導するアドバイザーの派遣などの施策を講じているところ。 これに併せて、「研究開発型中小企業」に対する減免措置について、昨年4月に従来の対象に加え、中小企業支援法の認定事業等に関連した出願を行う者についても対象とし、また、本年4月にもその対象者の拡大を図り、いわゆる新連携計画の認定を受けた中小企業も対象としたところ。さらに「資力に乏しい法人」に対する減免措置についても、昨年4月に従来の「設立5年以内」から「設立10年以内」へ要件を緩和したところ。この結果、我が国のモノづくりの発展を支えてきた国際競争力のある高度な技術を持つ企業における特許等の取得を促進することも期待される。 特許庁は特許特別会計のもとに収支相償で運営しているものであり、特定地区のみの法人の審査請求料及び特許料の減免要件を緩和することは、減免措置の適用を受けられない他地区の出願人等に負担を求めることなど適切ではない。			C	-		1080020	製造業を中心とした市内企業のもつ技術等の種到化の促進により、特許等知的財産権の相互利用や資金調達手法としての活用を図ることで、市内企業の新たな事業展開・成長が期待できる。	政府の「知財戦略推進計画2005」では、より多くの中小・ベンチャー企業の知的財産の創造・活用の戦略的推進が指摘されている。 このような政策目標を達成するためには、ベンチャー企業に加えて、むしろ、これまで長い間我が国のモノづくりの発展を支えてきた設立10年以上の中小企業における特許等の取得を促進することで、革新的な技術を知的財産として活用し戦略的に事業展開できるようにしていくことが必要であると考える。 本市内には、中小企業のうち設立後10年を経過している事業所が9割以上である。このため、資力に乏しい者として政令で定める要件のうち、設立日より経過した年数にかかる要件を削除することで、設立間もないベンチャー企業だけでなく市内中小企業の財産権取得を促進し、横浜経済の活性化を図る。 ※主要国における審査請求までの特許料を比較すると、欧州各国（英・独・仏）が約4～5万円、米国が約9万円（小規模団体には大幅割引）であるのに対して、日本は約15万円となっている。「受益者負担」を求めるは以上、受益者である企業が、他の主要国と同等の費用負担で特許取得できる環境を整備していくことが、我が国の中小企業の知財保護・活用促進のために重要であると考える。 ※既に国際港湾特区では、国内の一部港湾に税関の執務時間外における貨物取扱いについて手数料を半額とする特例措置を認めているが、本来手数料は港を利用する私人の「受益者負担」となるはずである。その減免が認められたのは、「国内貿易港の競争力を強化する」という政策目標があったことによると考えられる。	横浜市、NPO法人政策過程研究機構	経済産業省

11 経済産業省（8次提案最終回答）

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類・内容・見直し		各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	措置の分類・内容・見直し		各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	具体的事業の実施内容	提案理由・代替措置の内容	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1130140	東京湾岸地域における経済特区(特許料・特許審査請求料の軽減・特許出願猶予期間の延長)	（1）特許法第107条、第109条、第195条及び第195条の2、産業技術力強化法第17条 （2）特許法第30条	（1）特許料・審査請求料の軽減 特許に関する料金については、第195条において特許出願、出願審査の請求等を行う者の納付しなければならない手数料、特許法第107条において特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者の納付しなければならない特許料について規定している。 また、これらの料金については、資力に乏しい個人・法人、研究開発型中小企業及び大学の研究者等を対象に減免措置を講じているところ。 （2）特許を受ける権利を有する者が刊行物に発表等した後、6月以内に特許出願を行い、所定の手続きをすれば、その刊行物発表等により新規性、進歩性を喪失しなかったものとみなされる。	（1）C （2）C	-	（1）特許料・審査請求料の軽減 平成16年度より、審査請求構造の適正化等を通じた審査迅速化を目的として、出願から権利維持までの全体の料金水準を引き下げる料金改正（審査実質に近く審査請求料を引き上げ、出願料・特許料の引き下げ）を行ったところ。 また、資力に乏しい法人に対する減免措置の要件について、「設立5年以内」を「設立10年以内」まで緩和するとともに、研究開発型中小企業に対する減免措置について、従来の対象に加え、中小企業支援法の認定事業等に関連した出願を行う者についても対象とし、また、本年4月にもその対象者の拡大を図ったところ。 このような中、特定地区のみの企業の特許審査請求料及び特許料を減免することは、特許関係手数料の根底である受益者負担、また、特許特別会計の収支相償の観点からも適切でない。 （2）本制度の利用にあたっては、本人の出願より前に他人の出願があった場合には、その他人の出願が本人の発表より後であったとしても、本人も特許を取得できない点や、我が国と同様の例外規定が存在しない欧州特許庁等へ出願した場合には、特許を取得できないこと（無効理由）となる点などに留意が必要である。すなわち、我が国全体および我が国の特定地域の産業の国際競争力を高めていくためには、我が国で生み出された発明ができる限り早期に出願日を確保することが望まれ、その方向へ促すことが好ましい。このような現状において、特定地域であれ、我が国においてさらなる猶予期間の延長を行うことは、我が国で生み出された発明が、国際的に十分な保護を受けられない結果を招く可能性を増大させることになり、それを防止し得る代替措置も存在しない。 また、本規定の見直しについては、知的財産戦略本部においてとりまとめられた「知的財産推進計画2005」（2005年6月10日本部決定）においても、「・グレースピリオドの統一を含めた特許制度の国際的調和のための議論を促進する」ことといる。加えて、産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会特許戦略計画関連問題ワーキンググループの報告書「補正制度及び分割出願制度の見直しの方向について」（2004年10月、特許庁ホームページにて公表）においても、国際的調和については、米国の先願主義への移行とのパッケージで取り扱うことが重要である旨の報告がなされている（第15資参照）。 さらに、発明が生み出された特定地域に限らず、我が国全体に最大20年という強力な排他的独占権が与えられる特許権そのものの性格からして、一部地域のみに例外的な特許付与の手続を導入することは適当でない。 なお、特許出願のための時間が十分にとれないとの指摘については、大半の出願人がそうしているように弁理士制度の有効活用を図ることで対応が可能と考えている。		NPO法人を信用保険の対象とすることにより新たな予算措置が必要になるとの見解に対して、中小企業信用保険の具体的な予算措置の仕組み等をお聞きかせいただきたい。また、財政負担が生じるのは、保険適用により不良債権化したケース等が想定されるが、NPO法人を信用保険の対象とすることによって「中小企業者」の数の増加につながるとしても、追加的な財政措置が伴うとは考え難い。この点についても併せてお聞きかせいただきたい。 また、第3次地域再生提案（予算関連）において、秋田県より「NPO法人に対する資金調達制度の拡充」が提案されている。この内容は、今回当行が提案したものと同趣旨のものであり、その際、経済産業省の回答として「NPO法人を中小企業として扱うことに関して、慎重に検討する。」とある。その後の検討状況をお聞かせいただきたい。	C	-	中小企業信用保険の予算措置は、保険引受残高の一定割合について、準備基金として維持するために必要な金額を、中小企業金融公庫に出資金として措置しているもの。したがって、保険対象者の範囲が拡大すればその引受規模に応じた新たな財政措置を講じる必要がある。 NPO法人に対して信用保証協会が保証を行うこと自体は、現行制度上も可能であり、実績はわずかながらも、現に一部の信用保証協会では自治体の要請に応じて保証対象とされている。 しかしながら、その保証に対して信用保険を付すことについては、信用保険法が中小企業者を対象としている点、国として新たな財政措置が必要な点を踏まえた検討が必要。 したがって、信用保険の対象とするか否かについては、中小企業振興の観点からの必要性、NPO法人の活動や収益事業の状況、資金ニーズ等について、引き続きその実態を確認のうえ慎重に検討する。			（1）C （2）C	-		1082020	1 優遇措置等 （1）進出企業に対する優遇措置 ①法人税の軽減（所得から一定割合控除、投資減税の実施、特別償却の拡大、投資損失準備金制度の創設） ②登録免許税の免除 ③法人事業税の免除 ④事業所税の免除　⑤不動産取得税の免除 （2）上記①から⑤の税制特例による地方税減収分の実質的な補填措置 2 融資制度・税優遇措置等の拡充 「都市再生緊急整備地域において次の事項を提案： （1）長間都市再生事業計画の積極的な認定 （2）長間都市再生事業計画の認定申請期限の延伸 3 法規制の緩和 （1）特許料・特許審査請求料の軽減 （2）特許出願猶予期間の延長 （3）外国人IT技術者の在留資格要件緩和	経済の閉塞感を払拭し、国際競争力の強化を図るため、環境・エネルギー、バイオ・ゲノム、研究開発型の産業拠点や国際ビジネス拠点、国際物流拠点の形成を図る企業に対し、特定の地区において法規制の緩和を図るとともに、税の減免や融資制度の創設・拡充など思い切ったインセンティブを講じ、集中投資を促すしみを講ずる必要がある。	東京都	法務省 経済産業省
1130050	中小企業信用保険制度の対象者の緩和（「NPO法人を「中小企業者」として扱うための特例）	中小企業信用保険法第2条	特定非営利法人は中小企業に当たらないことから、中小企業信用保険の対象としていない。	C	-	各地域の信用保証協会が自らの判断で特定非営利法人に保証を行うことは信用保証協会法上は可能。また、信用保険は予算措置で成り立っているものであり、こうした各地域の独自の取組を信用保険の対象とすることは、予算措置を講ずるとの実質的に同等のものであり、その必要性や妥当性を十分精査する必要がある。構造改革特別区域の趣旨は、地域の特性に応じた規制の特例措置を導入することにより地域の活性化を図るものであり、財政措置を講ずる趣旨のものではないことから、本要望は特区の要望になじまないと考えている。	結果として予算措置が必要であるとして、特区提案の検討対象外となる財政措置の優遇を求めるものに該当するのではなく、規制改革によって地域において取り組むべき内容で、実現性が乏しく（なく）かつ経済的社会的効果が見込まれるものであれば、特区の提案としているところである。また、本提案はコミュニティビジネスの担い手たるNPO法人の信用付与についての内容であり、これまでの提案も各地から寄せられていることから、地域のニーズがあるということである。また、自治体も協力的であることから、国も協力すべきではないか。右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	-	中小企業信用保険の予算措置は、保険引受残高の一定割合について、準備基金として維持するために必要な金額を、中小企業金融公庫に出資金として措置しているもの。したがって、保険対象者の範囲が拡大すればその引受規模に応じた新たな財政措置を講じる必要がある。 NPO法人に対して信用保証協会が保証を行うこと自体は、現行制度上も可能であり、実績はわずかながらも、現に一部の信用保証協会では自治体の要請に応じて保証対象とされている。 しかしながら、その保証に対して信用保険を付すことについては、信用保険法が中小企業者を対象としている点、国として新たな財政措置が必要な点を踏まえた検討が必要。 したがって、信用保険の対象とするか否かについては、中小企業振興の観点からの必要性、NPO法人の活動や収益事業の状況、資金ニーズ等について、引き続きその実態を確認のうえ慎重に検討する。			C	-		1109010	NPO法人は、地域における新たな事業活動や多様な雇用の創出、新分野での産業創出等、地域活性化の主要な担い手として大きな役割を果たしている。当面では、地域経済の活性化を目的として、平成17年10月末に当行も参画のうえ、NPO法人・行政等が主体となり「やまなしコミュニティビジネス推進協議会」を設立した。地域活性化を推進するためには、コミュニティビジネスの中核を担うNPO法人へのサポート強化が不可欠となっており、特に運転・設備資金等への支援ニーズ及び要請は高いものがある。現行法を緩和しNPO法人を中小企業者として扱うことにより、金融機関の柔軟な資金対応につながり、地域活性化の取組み強化が図られる。	提案理由： 当行では、地域が抱える課題を住民が主体となってビジネスの手法で解決する地域密着型事業（コミュニティビジネス）が全国的に活発化していることを背景に、その主要な担い手であるNPO法人を対象として、平成17年10月28日より「山梨中銀NPOサポートローン」（融資限度額500万円・無担保）を新設した。地域活性化を牽引するNPO法人の資金需要は、今後も拡大が見込まれ、当行としても地域密着型金融の推進や地域貢献を図る観点から、積極的に支援していく方針である。地域活性化の鍵を握るNPO法人に対して、求められる資金ニーズに的確に応え、より柔軟な資金対応を図るためには、現行法の対象に加えて地域社会で活躍するNPO法人を中小企業者として扱い、信用保険制度の対象者とすることが適当である。このことにより、住民主導による地域活性化の実現が促進できる。	株式会社 山梨中央銀行	経済産業省